

令和 7 年度 大阪市大正区役所庁舎内広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

1. 施設の概要

- (1) 名称
大阪市大正区役所
- (2) 住所
大阪市大正区千島 2 丁目 7 番 95 号
- (3) 利用時間
月曜日～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
ただし、一部の窓口については、
金曜日 午前 9 時 00 分～午後 7 時 00 分
第 4 日曜日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
上記を除く土曜日、祝日、休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休みです。
- (4) 来庁者数
約 500 人／日

2. 募集内容

- (1) 募集する広告の種類
エレベーター内壁面広告（縦 594mm×横 420mm）
庁舎内壁面広告（縦 840mm×横 594mm）
※広告掲載箇所付近に、次の文章を表記します。「(広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。)」
- (2) 募集枠数
6 枠（エレベーター内壁面広告：4 枠、庁舎内壁面広告：2 枠）
- (3) 掲出場所
大正区役所エレベーター内壁面及び庁舎内壁面
※広告は、大阪市が別途壁面に設置するポスターボードにより、ポスターを保護した状態で掲出します。
- (4) 掲出期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとしますが、広告掲出者の希望により掲出期間を 1 ヶ月単位で指定することもできます。
掲出期間の詳細については、「5. (2) 申込締切期限等」をご参照ください。（閉庁時も掲出期間に含まれます。）

3. 掲載できない広告

大阪市大正区役所行政財産広告掲出要領第 2 条及び第 3 条の各号に該当するもの

4. 応募資格

大阪市大正区役所行政財産広告掲出要領第 7 条の各号に該当するもの

5. 申込みについて

(1) 申込み方法

「大阪市大正区役所広告掲出申込書」をダウンロードして、必要事項をご記入のうえ、申込締切期限までに、広告原稿とともにご持参ください。

※追加で資料提出等を求めることがあります、その際はご了承ください。

※申込みにあたっては、「大阪市大正区役所行政財産広告掲出要領」を必ず参照してください。

(提出先) 〒551-8501

大阪市大正区千島 2-7-95 大阪市大正区役所総務課 (庶務)

(2) 申込締切期限等

〈月別〉

掲出月	申込締切期限	許可申請書提出期限	掲出期間
4 月分	令和 7 年 3 月 7 日 (金)	令和 7 年 3 月 14 日 (金)	令和 7 年 4 月 1 日 (火) ~ 令和 7 年 4 月 30 日 (水)
5 月分	令和 7 年 4 月 11 日 (金)	令和 7 年 4 月 18 日 (金)	令和 7 年 5 月 1 日 (木) ~ 令和 7 年 5 月 31 日 (土)
6 月分	令和 7 年 5 月 9 日 (金)	令和 7 年 5 月 16 日 (金)	令和 7 年 6 月 1 日 (日) ~ 令和 7 年 6 月 30 日 (月)
7 月分	令和 7 年 6 月 13 日 (金)	令和 7 年 6 月 20 日 (金)	令和 7 年 7 月 1 日 (火) ~ 令和 7 年 7 月 31 日 (木)
8 月分	令和 7 年 7 月 11 日 (金)	令和 7 年 7 月 18 日 (金)	令和 7 年 8 月 1 日 (金) ~ 令和 7 年 8 月 31 日 (日)
9 月分	令和 7 年 8 月 8 日 (金)	令和 7 年 8 月 15 日 (金)	令和 7 年 9 月 1 日 (月) ~ 令和 7 年 9 月 30 日 (火)
10 月分	令和 7 年 9 月 12 日 (金)	令和 7 年 9 月 19 日 (金)	令和 7 年 10 月 1 日 (水) ~ 令和 7 年 10 月 31 日 (金)
11 月分	令和 7 年 10 月 10 日 (金)	令和 7 年 10 月 17 日 (金)	令和 7 年 11 月 1 日 (土) ~ 令和 7 年 11 月 30 日 (日)
12 月分	令和 7 年 11 月 14 日 (金)	令和 7 年 11 月 21 日 (金)	令和 7 年 12 月 1 日 (月) ~ 令和 7 年 12 月 31 日 (水)
1 月分	令和 7 年 12 月 12 日 (金)	令和 7 年 12 月 19 日 (金)	令和 8 年 1 月 1 日 (木) ~ 令和 8 年 1 月 31 日 (土)
2 月分	令和 8 年 1 月 9 日 (金)	令和 8 年 1 月 16 日 (金)	令和 8 年 2 月 1 日 (日) ~ 令和 8 年 2 月 28 日 (土)
3 月分	令和 8 年 2 月 13 日 (金)	令和 8 年 2 月 20 日 (金)	令和 8 年 3 月 1 日 (日) ~ 令和 8 年 3 月 31 日 (火)

先着順で申込みを受け付け、「大阪市大正区役所行政財産広告掲出要領」に基づき、申込み内容を審査のうえ、広告掲載の可否を決定します。

(3) 決定通知

申込みをされた方には、大阪市から掲出または非掲出の決定通知が届きます。

(4) 広告掲出者の手続き

- ① 広告掲出決定通知書を受け取られましたら、指定の期日（５．（２）申込締切期限等を参照）までに、「大阪市大正区役所広告掲出許可申請書」により広告掲出許可の申請をしていただきます。なお、掲出許可は「大阪市大正区役所広告掲出申込書」に記載された名義で行います。
- ② 「大阪市大正区役所広告掲出許可書」を受け取られた後、納入通知書にて広告料金を納めていただきます。
- ③ 掲出する広告を指定の期日までに、大阪市大正区役所総務課（庶務）に提出していただきます。